第２号様式

附属機関等の会議開催予定通知書

会 議 の 名 称	第１８３回山口県都市計画審議会	
議　　題	別添のとおり	
日　　時	令和８年１１月１３日（金曜日）１０：００から１２：００まで	
場　　所	山口県議会　第１特別委員会室（議会棟６階）	
公 開 状 況	[公　開]　　部分公開　　非公開	
部分公開の場合その区分	公開部分	
	非公開部分	
非公開部分についての理由	山口県情報公開条例第23条第　号該当 （　　）	
傍聴人の定員	５人	
会議開催前の報道発表等の有無	[あり]（１０月３０日）・　なし	
傍聴の受付 ※傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守してください。	当日９：３０から、会議場において先着順に受け付ける。	
担当課名等	都市計画課 電話番号（０８３）９３３－３７２０　　内線　３７３７	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

傍　聴　要　領

1　傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2　会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）

(2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

(4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。

(5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。

(6) その他、会議場では、会長の指示に従うこと。

3　会議の秩序の維持

(1) 傍聴される方が２に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。

(2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

第183回山口県都市計画審議会審議事項

議案番号	地域地区、都市施設等の種類	大臣同意	審議事項	内容
1	道路	－	周南都市計画道路の変更について	３・５・１０７島田市島田駅前線
2	道路	－	山陽小野田都市計画道路の変更について	３・４・４新開作二軒屋線ほか２路線
3	産業廃棄物処理施設	－	周南都市計画区域内における特殊建築物の位置について	